

指導監査基準

(保護施設編)
【令和6年度適用】

指導監査における指摘区分

第1段階	第2段階	第3段階	社会福祉法人等に求める対応	指摘区分
A 理事会への付議が必要な事項 (=法人・施設運営に大きな影響を与える事項等)	1 改善を要する事項	(1)直ちに是正・改善を行うべき事項	要理事会への付議 要文書回答	A-1-(1)
		(2)計画的に是正・改善を行うべき事項	要理事会への付議 要文書回答	A-1-(2)
		(3)改善に向けた検討を行うべき事項	要理事会への付議 文書回答不要	A-1-(3)
	2 検討を要する事項 (指摘事項には該当しない事項)		要理事会への付議 文書回答不要	A-2
B 理事会への付議を要しない事項 (=軽微な法令違反等)	1 改善を要する事項	(1)直ちに是正・改善を行うべき事項 (文書回答による改善確認を行う必要がある事項)	理事会への付議不要 要文書回答	B-1-(1)
		(2)直ちに是正・改善を行うべき事項 (文書回答による改善確認を行う必要がない事項)	理事会への付議不要 文書回答不要	B-1-(2)
	2 改善を要する事項 (指摘事項には該当しない事項)	口頭指導事項	理事会への付議不要 文書回答不要	B-2

[凡 例]

※ 以下の関係法令、通知を略称して次のように表記する。

関 係 法 令 ・ 通 知	略 称
令和3年7月16日条例第49号「愛媛県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」 ※中核市に所在する中核市を含む一部事務組合等が設置する施設については、当該中核市が適用する基準条例に読み替えるものとする。	最低基準条例
平成26年5月20日26保第249号通知「愛媛県保護施設指導監査事項」 ※中核市に所在する中核市を含む一部事務組合等が設置する施設については、当該中核市が適用する指導監査事項に読み替えるものとする。	指導監査事項
昭和41年7月1日号外厚生省令第18号「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」	最低基準
昭和26年3月29日法律第45号「社会福祉法」	社会福祉法
昭和25年5月4日法律第144号「生活保護法」	生活保護法
昭和22年4月7日法律第49号「労働基準法」	労働基準法
平成3年5月15日法律第76号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」	育児・介護休業法
昭和23年7月24日法律第186号「消防法」	消防法
昭和36年3月25日政令第37号「消防法施行令」	消防法施行令
昭和36年4月1日自治省令第6号「消防法施行規則」	消防法施行規則
昭和24年6月4日号外法律第193号「水防法」	水防法
平成12年5月8日法律第57号「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」	土砂災害防止法
平成23年12月14日号外法律第123号「津波防災地域づくりに関する法律」	津波防災法
昭和32年3月30日社発第254号厚生省通知「生活保護法による保護施設の管理規程について」	管理規程について
昭和41年12月15日社施第335号厚生省通知「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準の施行について」	施行通知
平成29年4月27日雇児発第7号・社援発第1号・老発第1号通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」	社会福祉法人指導監査実施要綱
平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1274号、老発第274号通知「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」	指導監督徹底通知
昭和62年3月9日社施第38号厚生省通知「保護施設等における調理業務の委託について」	S620309社会・児童家庭局長通知
平成14年3月29日社援発第0329030号厚生労働省通知「保護施設通所事業の実施について」	H140329社会・援護局長通知
平成15年7月25日社援基発第0725001号厚生労働省通知「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」	H150725福祉基盤課長通知
平成15年12月12日社援基発第1212001号厚生労働省通知「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」	H151212福祉基盤課長通知

目

次

○保護施設

I 処遇

- 1 基本方針
- 2 処遇計画等
- 3 健康・医学的管理
- 4 衛生管理
- 5 感染症対策
- 6 日用品・被服の支給等
- 7 生活指導
- 8 機能回復作業指導
- 9 更生作業指導
- 10 自立指導
- 11 相談体制等
- 12 苦情への対応
- 13 事故防止
- 14 身体拘束等
- 15 虐待

II 設備

- 1 構造設備の一般原則
- 2 規模
- 3 設備の基準
- 4 居室の入所人員等

III 運営

- 1 管理規程等の整備
- 2 帳簿の整備
- 3 職員の資格要件
- 4 職員の配置基準等
- 5 就業環境の整備
- 6 BCP(業務継続計画)の策定等
- 7 経理の原則
- 8 給付金として支払を受けた金銭の管理
- 9 地域等との連携
- 10 サービスの質の向上

IV 災害・防犯対策

- 1 消火設備等
- 2 施設防災計画
- 3 防災訓練
- 4 災害備蓄
- 5 危険区域等の把握
- 6 防犯対策

V 食事<救護施設・厚生施設>

- 1 給食実施
- 2 衛生管理
- 3 業務委託

VI その他

- 1 会計管理

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
I	処遇			
	1 基本方針			
	利用者に対し、健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行なっているか。 【留意点】 ・「健全な環境」とは、施設等が、敷地の衛生、安全等について定めた建築基準法第19条、第43条及び同法施行令第128条の規定に定める要件を具備するとともに、利用者の生活を健全に維持するために、ばい煙、騒音、振動等による影響、交通の便等を十分考慮して設置され、かつ、その設備が利用者の身体的、精神的特性に適合していることをいう。 ・「適切な処遇」とは、給食、健康管理、衛生管理、生活指導等の役務の提供や設備の供与が、利用者の身体的精神的特性を考慮して適切に行なわれることをいう。	最低基準第2条、施行通知第1-1	・利用者に対し、健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇が行えていないので改善すること。	A-1-(1)
	処遇について、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。	指導監査事項第1	・処遇について、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされていないので改善すること。	A-1-(1)
	施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限していないか。	指導監査事項第1	・施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限しているので改善すること。	A-1-(1)
	2 処遇計画等			
	処遇計画は、以下のとおり適切に策定されているか。 ・日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び入所者本人等の希望に基づいて策定されているか。 ・入所後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえた上で策定され、必要に応じて見直しが行われているか。 ・医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て策定され、かつ、その実践に努めているか。	指導監査事項第1-1-(1)	・処遇計画が策定されていないので、策定すること。 ・処遇計画の内容が不十分なので、改善すること。 ・処遇計画の内容に入所者本人等の希望が反映されていないので、改善すること。 ・必要に応じた見直しが行われていないので、改善すること。 ・処遇計画が専門的なアドバイスを得て策定されていないので、改善すること。	A-1-(1) B-1-(1) B-2 B-1-(2) B-1-(2)
	入所者のケース記録等は整備されているか。	指導監査事項第1-1-(1)	・ケース記録を整備していないので、改善すること。	B-1-(1)

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	3 健康・医学的管理			
	<救護施設・更生施設> 入所者について、その入所時及び毎年定期に二回以上健康診断を行なっているか。	最低基準第14条、指導監査事項第1-1-(7)	・入所時の健康診断を行っていないので、実施すること。 ・健康診断を年2回行っていないので、実施すること。	B-1-(1) B-1-(1)
	施設の種別、入所定員の規模別に応じて、必要な医師、嘱託医が置かれているか。(必要な日数、時間が確保されているか。)また、個々の入所者の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護師等への指示が適切に行われているか。	指導監査事項第1-1-(7)	・必要な医師、嘱託医が置かれていないので、改善すること。 ・医師、嘱託医が十分に活用されていないので、改善すること。	A-1-(1) B-1-(1)
	急病等の場合の緊急連絡体制が整備されているか。また、医療機関との長期的な協力体制が確立されているか。	指導監査事項第1-1-(7)	・夜間や緊急時の連絡体制を整備していないので、整備すること。 ・医療機関との長期的な協力体制が確立されていないので、改善すること。	B-1-(2) B-1-(2)
	利用者に対する医療は、保健衛生の一環として施設自体においてこれを行なっているか。また、施設において診療を行なうことが困難であると認められる場合には、適当な医療機関に入院又は通院させているか。(被保護者については、保護の実施機関に連絡のうえ医療扶助の適用を受けることができる)	施行通知第4-2-(4)	・診療所の許可を得ていないので、許可を得ること。 ・診療録が整備されていないので、整備すること。 ・適当な医療機関との連携が取れていないので、改善すること。	A-1-(1) B-1-(1) B-1-(2)
	4 衛生管理			
	入所者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。 【留意点】 水道法の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講ずること。	最低基準第15条第1項、施行通知第4-3-(1)、指導監査事項第1-1-(3)	・入所者が利用する水の衛生的な管理ができていないので改善すること。	B-1-(1)
	<救護施設・更生施設> 医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行っているか。	最低基準第15条第1項	・医療器具・薬品の整備が不十分なので、改善すること。 ・医療品の受払簿を作成していないので、作成すること。	B-1-(1) B-1-(2)
	<救護施設・更生施設> 入所者の日常生活に充てられる場所は、必要に応じ、採暖のための措置を講じているか。	最低基準第16条第3項	・採暖のための措置が不十分なので、改善すること。	B-1-(1)
	<救護施設・更生施設> 一週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清拭しているか。特に、入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設けるなど週2回の入浴等が確保されているか。	最低基準第16条第4項、指導監査事項第1-1-(4)	・週2回の入浴等が確保されていないので、改善すること。 ・入所者の状況に応じた入浴を行っていないので、改善すること。	B-1-(1) B-1-(1)
	入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われているか。排泄の自立についてその努力がなされているか。トイレ等は入所者の特性に応じた工夫がなされているか。また、換気、保温及び入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。	指導監査事項第1-1-(5)	・入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われていないので、改善すること。 ・排泄の自立についてその努力がなされていないので、改善すること。 ・トイレ等について入所者の特性に応じた工夫がなされていないので、改善すること。 ・換気、保温及び入所者のプライバシーの確保に配慮がなされていないので、改善すること。	B-1-(2) B-1-(2) B-2 B-2

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。起床後着替えもせず寝巻きのままとになっていないか。	指導監査事項第1-1-(6)	・衛生的な被服及び寝具が確保されていないので、改善すること。 ・起床後の着替えができていないので、改善すること。	B-1-(2) B-1-(2)
	入浴設備(循環式浴槽)について、適正に衛生管理が行われているか。	H150725福祉基盤課長通知、令和元年12月17日「循環式浴槽におけるレジオネラ防止対策マニュアル」	・循環式浴槽の浴槽水の管理が適正にできていないので、改善すること。	B-2
	5 感染症対策			
	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができる)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図っているか。 【留意点】 ・事業所に従事する幅広い職種(施設長(管理者)、医師、生活指導員、介護職員、看護師又は准看護師、栄養士等)により構成されているか。 ・構成員の責務及び役割分担を明確にし、専任の感染対策担当者は決められているか。(看護師であることが望ましい) ・おおむね3月に1回以上、定期的開催されているか。 ・委員会の結果が職員に周知徹底されているか	最低基準第15条第2項、施行通知第4-3-(3)	・感染対策委員会が適切に開催されていないので、改善すること。 ・委員会の結果が職員に周知できていないので、改善すること。	B-1-(1) B-1-(2)
	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針は整備されているか。 【留意点】 平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 ・平常時：施設内の衛生管理、日常の支援に係る感染対策等 ・発生時：発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関等関係機関との連携、医療処置、行政への報告等 ・発生時の連絡体制や関係機関への連絡体制を明記することも必要。 ・調理や清掃などの業務を委託する場合には委託を受けて行うものに対しても指針の周知が必要。	最低基準第15条第2項、施行通知第4-3-(3)	・指針が策定されていないので、策定すること。 ・指針の内容が不十分であるので、改善すること。 ・指針の内容が職員に周知できていないので、改善すること。	B-1-(1) B-1-(2) B-1-(2)
	職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施しているか。 【留意点】 ・職員教育を組織的に浸透させていくために研修(年2回以上)を開催すること。 ・新規採用時には必ず感染対策研修を実施すること。 ・研修の実施内容について記録すること。	最低基準第15条第2項、施行通知第4-3-(3)	・新規採用時の研修が実施できていないので、実施すること。 ・年2回以上研修が実施できていないので、実施すること。	B-1-(1) B-1-(1)
	実際に感染症が発生した場合を想定し、訓練(シミュレーション)を定期的(年2回以上)実施しているか。(訓練の実施は、机上を含め実施手法は問わないが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせて実施することが適切)	最低基準第15条第2項、施行通知第4-3-(3)	・年2回以上訓練が実施できていないので、実施すること。	B-1-(1)

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	食中毒及び伝染病の発生を防止するための措置、そ 族ごん虫の駆除方法、栄養改善の具体的方法等につ いて、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとも に、常に保健所との密接な連絡を保っているか。	施行通知第4-3- (3)	・保健所との密接な連絡が保てていないので、改善す ること。	B-2
	6 日用品・被服の支給等			
	日用品・被服の支給計画はあるか。 【留意点】 以下の内容が求められる。 ・利用者のニーズが反映されていること ・時期、品目、数量等が明確になっていること ・支給状況が台帳等により明確になっていること	生活保護法第12 条、第30条	・日用品・被服の支給計画がないので、作成するこ と。 ・時期、品目、数量等が明確になっていないので改善 すること	B-1-(1) B-1-(2)
	7 生活指導			
	<救護施設・更生施設> 入所者に対し、生活の向上及び更生のための指導を 受ける機会を与えているか。	最低基準第16条 第1項	・生活指導を適切に行っていないので、改善するこ と。	B-1-(1)
	<救護施設・更生施設> 生活指導に当たっては、利用者の年齢、性別、性 格、生活歴、身体的精神的特性、利用者の日常生活 の状況等を考慮して、個別的な処遇方針を定めてい るか。また、この指導の結果は、利用者の保護の経過指 導票に記録しているか。	施行通知第4-4- (2)	・入所者の状態に応じた個別的な処遇方針が定められ ていないので、改善すること。 ・指導の結果が利用者の保護の経過指導票に記録され ていないので、改善すること。	B-1-(2) B-2
	<救護施設・更生施設> 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーシ ョン行事を行なっているか。	最低基準第16条 第5項、指導監 査事項第1-1- (8)	・レクリエーション行事等が適切に行われていないの で改善すること。 ・教養娯楽施設が適切に整備されていないので、整備 すること。	B-1-(1) B-1-(1)
	<救護施設・更生施設> 施設からの退所が可能な者について、保護の実施期 間と調整の上他法他施策の活用が検討されているか。	指導監査事項第 1-3-(1)	・施設からの退所が可能な者についての検討がなされ ていないので、改善すること。	B-1-(2)
	8 機能回復作業指導			
	入所者に対し、その精神的及び身体的条件に応じ、 機能を回復し又は機能の減退を防止するための訓練又 は作業に参加する機会を与えているか。また、当該訓 練又は作業は入所者の状況に即して作成された計画に 基づき適切に実施されているか。 【留意点】 上記は、身体的機能の維持、回復を主眼とするもの であり、更生施設の作業指導の目的とは異なるので、 その実施に当たっては十分留意すること。	最低基準第16条 第2項、施行通 知第4-4-(4)、 指導監査事項第 1-1-(2)、1-3- (1)	・必要な機能回復訓練機会が確保されていないので、 改善すること。 ・機能回復訓練が適切な計画に基づき実施されていな いので、改善すること。 ・実施された訓練が、更生作業を目的としたもの なっているため、改善すること。 ・実施された訓練の記録が不十分であるため、改善す ること。	B-1-(1) B-1-(1) B-1-(2) B-2
	9 更生作業指導			
	<更生施設> 入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退 所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各 人の精神及び身体的条件に適合する更生計画を作成 し、これに基づく指導をしているか。	最低基準第20条	・更生計画が作成されていないので、作成すること。 ・更生作業指導が更生計画に基づいたものとなってい ないため改善すること。	B-1-(1) B-1-(2)
	<更生施設> 入所者に対し、更生計画に従って、入所者が退所後 自立するのに必要な程度の技能を修得させているか。	最低基準第21条 第1項	・入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修 得させていないので、改善すること。	B-1-(1)

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p><更生施設> 作業指導の種目を決定するに当たっては、地域の実情及び入所者の職歴等を考慮しているか。 【留意点】 考慮すべき点としては、利用者の身体的又は精神的条件、利用者の希望、過去の職歴、適性等があげられる。</p>	最低基準第21条第2項、施行通知第4-5	・作業指導の種目を決定するに当たり、地域の実情及び入所者の職歴等を考慮していないので、改善すること。	B-1-(2)
	10 自立指導			
	<p><授産施設> 利用者に対し、作業を通じて自立のために必要な指導を行なっているか。 【留意点】 以下の点を満たしているか。 ・利用者ごとの自立支援のための計画と実施方法を組織的に検討し、適切に実施されているか。 ・作業環境、安全管理は適切に行われているか。 ・作業の内容、作業時間は入所者の身体的状況を勘案した適正なものとなっているか。また、作業能力評価が適切に行われ、必要に応じ授産科目等の見直し等が行われているか。 ・利用者の作業記録が適切に記録されているか。 ・授産授業に係る収入・支出は、授産事業会計により適正に処理されているか。</p>	最低基準第27条、指導監査事項第1-3-(2)	<p>・作業を通じた自立支援のための計画が組織的に検討されていないので、改善すること。 ・作業を通じた自立のために必要な指導が実施されていないので、実施すること。 ・作業環境、安全管理が適切に行われていないので、改善すること。 ・作業の内容、作業時間が入所者の身体的状況を勘案した適正なものとなっていないので、改善すること。 ・必要に応じた授産科目等の見直し等が行われていないので、改善すること。 ・作業記録が適切に記録されていないので、改善すること。 ・授産授業に係る収入・支出が、授産事業会計により適正に処理されていないので、改善すること。</p>	<p>B-1-(1) B-1-(1) B-1-(2) B-2 B-2 B-2 B-1-(2)</p>
	<p><授産施設> 利用者には、事業収入の額から、事業に必要な経費の額を控除した額に相当する額の工賃を支払っているか。</p>	最低基準第26条	・工賃の支払いが適正に行われていないので、改善すること。	B-1-(1)
	11 相談体制等			
	家族との連携に積極的に努めているか。	指導監査事項第1-1-(9)	・家族との連携が不十分なので、改善すること。	B-2
	入所者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。	最低基準第32条、指導監査事項第1-1-(9)	<p>・入所者や家族からの相談に適切に応じる体制がとられていないので、改善すること。 ・相談に対して適切な助言、援助が行われていないので、改善すること。</p>	<p>B-1-(1) B-1-(1)</p>
	居宅生活への移行が期待できる者や通所事業の実施に当たっては、実施機関及び家族との連携を図るなど適切に対応されているか。	指導監査事項第1-1-(9)	・居宅生活への移行が期待できる者や通所事業の実施に当たり、実施機関及び家族との連携が不十分なので、改善すること。	B-2
	入所者の入退所及び処遇計画策定の際に、必要に応じ実施機関との連携を図っているか。	指導監査事項第1-1-(11)、1-3-(1)	・入所者の入退所及び処遇計画策定の際に、適切に実施機関との連携を図れていないので、改善すること。	B-2

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	12 苦情への対応			
	施設が行った処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	最低基準第6条の2第1項。指導監査事項1-1-(10)、苦情解決の仕組み	・苦情を受け付けるための窓口設置等必要な措置が講じられていないので、改善すること。 ・利用者等への周知が不十分なので、改善すること。	A-1-(1) B-1-(1)
	施設が行った処遇に関し、生活保護法第19条第4項に規定する保護の実施機関から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	最低基準第6条の2第2項	・指導又は助言に従った必要な改善が行えていないので、改善すること。	B-1-(1)
	13 事故防止			
	利用者の事故防止のために具体的な取り組みを行っているか。 【留意点】 以下のことが求められる。 ・事故報告書の作成、ヒヤリハット事例の収集 ・職員会議等での情報交換 ・事故防止・事故発生時対応マニュアル等の作成、等	最低基準第2条	・利用者の事故防止のために具体的な取り組みを行っていないので、改善すること。	B-1-(1)
	14 身体拘束等			
	利用者または、他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行っていないか。	指導監査事項第1-1-(1)	・緊急やむを得ない場合以外に、身体的拘束等を行っているので、改善すること。	B-1-(1)
	身体拘束等を行う場合に必要な記録が整備されているか。(態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等)	指導監査事項第1-1-(1)	・必要な記録が整備されていないので、改善すること。	B-1-(2)
	15 虐待			
	虐待等の権利侵害が行われていないか。	指導監査事項第1-1-(1)	・虐待等の権利侵害が行われているので、改善すること。	A-1-(1)
	虐待等の権利侵害を未然に防ぐための対策が講じられているか。 【留意点】 以下のことが求められる。 ・運営規程に虐待防止の条項を盛り込む ・虐待防止のための責任者や虐待防止委員会を設置する ・虐待防止マニュアル、チェックリスト等を整備する ・職員に対し、虐待防止の研修を実施する	指導監査事項第1-1-(1)	・虐待等の権利侵害を未然に防ぐための対策が講じられていないので、改善すること。	B-1-(2)

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
II 設備				
	1 構造設備の一般原則			
	施設等の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものとなっているか。また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。	最低基準第3条、指導監査事項第2-1-(9)	・施設等の配置、構造及び設備が基準を満たしていないので、改善すること。 ・施設内外の構造物、設備等の安全確保が不十分なので、改善すること。 ・施設内外の構造物、設備に関する点検記録が整備されていないので、整備すること。	A-1-(1) A-1-(1) B-1-(1)
	居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされているか。	指導監査事項第1-2	・居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明が適切になされていないので、改善すること。	B-1-(2)
	各居室、便所等必要な場所にカーテン等が設置され、入所者のプライバシーが守られるよう配慮されているか。	指導監査事項第1-2	・必要な場所にカーテン等の設置がされていないので、設置すること。	B-2
	各居室、便所等必要な場所にナースコールが設置され、円滑に作動するか。	指導監査事項第1-2	・必要な場所にナースコールの設置がされていないので、設置すること。	B-1-(2)
	設備は、もっぱら当該施設の用に供するものとなっているか。ただし、利用者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。	最低基準第4条	・設備が、もっぱら当該施設の用に供するものとなっていないので、改善すること。	A-1-(1)
	2 規模			
	各施設は以下の規模を有しているか。			
	<救護施設> ・30人以上の人員を入所させることができるか。 ・当該施設と一体的に管理運営を行う、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設であって入所者が20人以下のもの（以下「サテライト型施設」という。）を設置する場合は、5人以上の人員を入所させることができるか。 ・被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね80%以上であるか	最低基準第9条	・施設が必要な規模を有していないので、改善すること。 ・被保護者の数が入所者総数のうちに占める割合が規定を満たしていないので、改善すること。	A-1-(1) A-1-(1)
	<更生施設> ・30人以上の人員を入所させることができるか。 ・被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね80%以上であるか	最低基準第17条	・施設が必要な規模を有していないので、改善すること。 ・被保護者の数が入所者総数のうちに占める割合が規定を満たしていないので、改善すること。	A-1-(1) A-1-(1)

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<授産施設> ・20人以上の人員を入所させることができるか。 ・被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね50%以上であるか	最低基準第23条	・施設が必要な規模を有していないので、改善すること。 ・被保護者の数が入所者総数のうちに占める割合が規定を満たしていないので、改善すること。	A-1-(1) A-1-(1)
	<宿所提供施設> ・30人以上の人員を入所させることができるか。 ・被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね50%以上であるか	最低基準第28条	・施設が必要な規模を有していないので、改善すること。 ・被保護者の数が入所者総数のうちに占める割合が規定を満たしていないので、改善すること。	A-1-(1) A-1-(1)
	3 設備の基準			
	各施設は別紙①の基準を満たしているか。	最低基準第10条、10条の2、18条、24条、29条、施行通知第2-2	・施設が必要な基準を満たしていないので、改善すること。	A-1-(1)
	4 居室の入所人員等			
	各施設の居室の入所人員等は以下の基準を満たしているか。	指導監査事項第2-1-(1)		
	<救護施設・厚生施設> 一の居室に入所させる人員は、原則として4人以下	最低基準第12条、22条	・定員を超えて入所させているので、改善すること。	A-1-(1)
	<宿所提供施設> やむを得ない理由がある場合を除き、一の居室は、二以上の世帯に利用させていないか。	最低基準第31条	・規定の利用世帯数を超えて入所させているので、改善すること。	A-1-(1)
Ⅲ 運営				
	1 管理規程等の整備			
	生活保護法第46条に基づき、以下の事項を明示した管理規程を策定しているか。 一 事業の目的及び方針 二 職員の定数、区分及び職務内容 三 その施設を利用する者に対する処遇方法 四 その施設を利用する者が守るべき規律 五 入所者に作業を課する場合には、その作業の種類、方法、時間及び収益の処分方法 六 その他施設の管理についての重要事項 【留意点】 厚労省通知「管理規程について」も踏まえた内容であること。	生活保護法第46条、管理規程について	・管理規程が策定されていないので、策定すること。 ・管理規程が適切に更新されていないので、改善すること。 ・職員及び利用者へ管理規程が周知できていないので、改善すること。	A-1-(1) B-1-(1) B-2
	管理規程のほか、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程が適切に運用されているか。	指導監査事項第2-1-(2)	・諸規程が適切に策定されていないので、策定すること。 ・諸規程が適切に更新されていないので、改善すること。	B-1-(1) B-1-(2)

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
2	帳簿の整備			
	<p>設備、職員、会計及び利用者の処遇の状況に関する帳簿を整備しているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>整備すべき具体的な帳簿は以下のとおり。</p> <p>(一) 各施設が備えるべき帳簿</p> <p>ア 管理に関する帳簿</p> <p>(ア) 事業日誌</p> <p>(イ) 沿革に関する記録</p> <p>(ウ) 職員の勤務状況、給与等に関する記録</p> <p>(エ) 重要な会議に関する記録</p> <p>(オ) 月間及び年間の事業計画表及び事業実施状況表</p> <p>(カ) 関係官署に対する報告書等の文書綴</p> <p>イ 利用者に関する帳簿</p> <p>(ア) 利用者名簿(被保護者とそれ以外の者の別)</p> <p>(イ) 利用者身上調査書(収容施設にあっては入退所証明書を含む。)</p> <p>(ウ) 保護の経過指導票(宿所提供施設にあっては生活相談等の経過に関する記録)</p> <p>ウ 会計経理に関する帳簿</p> <p>(ア) 収支予算及び収支決算に関する書類</p> <p>(イ) 金銭の出納に関する帳簿</p> <p>(ウ) 債権債務に関する帳簿</p> <p>(エ) 物品の受払に関する帳簿</p> <p>(オ) 収入支出に関する帳簿</p> <p>(カ) 資産に関する帳簿</p> <p>(キ) 証拠書類綴</p> <p>(二) 救護施設及び更生施設が備えるべき帳簿</p> <p>(ア) 利用者の給食に関する記録</p> <p>(イ) 利用者の健康管理に関する記録</p> <p>(三) 授産施設が備えるべき帳簿</p> <p>(ア) 工賃の支払に関する帳簿</p> <p>(イ) 資材の受払に関する帳簿</p> <p>(ウ) 製品の受払に関する帳簿</p> <p>(エ) 資材の掛買に関する帳簿</p>	<p>最低基準第8条、施行通知第1-7、指導監査事項第2-1-(3)</p>	<p>・必要な帳簿が整備されていないので、整備すること。</p> <p>・帳簿の記載内容に不備があるので、改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p>

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	3 職員の資格要件			
	<p>救護施設等の長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であるか。</p> <p>【留意点】 「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者、国又は地方公共団体において社会福祉に関する職務に携わったことのある者等であって、その者の実績から、施設の管理及び生活保護法第48条に掲げる職務を遂行する能力を有する者をいう。</p>	最低基準第5条第1項、施行通知第1-4、指導監査事項第2-1-(6)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設長が職責を果たせず運営管理上問題が生じているので、改善すること。 ・施設長がその資格要件を満たしていないので、改善すること。 ・施設長が専任となっていないので、改善すること。 	A-1-(1) A-1-(1) A-1-(1)
	<p>生活指導員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか。</p> <p>【留意点】 「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者、国又は地方公共団体において社会福祉に関する職務に携わったことのある者等であって、生活指導員にあつては、利用者の生活の向上を図るために適切な指導を行なう能力を有する者をいう。</p>	最低基準第5条第2項、施行通知第1-4、指導監査事項第2-1-(7)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導員が職責を果たせず運営上問題が生じているので、改善すること。 ・生活指導員がその資格要件を満たしていないので、改善すること。 	B-1-(1) B-1-(1)
	4 職員の配置基準等			
	<p>各施設の職員の配置は別紙②の基準を満たしているか。</p> <p>【留意点】 ・通所事業等を実施する施設にあつては、指導員等の加配が行われているか。 ・各種加算に見合う職員が配置されているか。</p>	最低基準第11条、19条、25条、30条、指導監査事項第2-1-(4)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の配置が基準を満たしていないので、改善すること。 ・通所事業等を実施する施設において、指導員等の加配が行われていないので、改善すること。 	A-1-(1) B-1-(1)
	<p>職員は、もつぱら当該施設の職務に従事することができる者であるか。ただし、利用者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</p> <p>【留意点】 職員の他の職業との兼業を禁止する趣旨のものではないが、利用者の処遇の万全を期するために、職員が職務に当たる時間中は、その職務に専念すべきである。なお、ただし書の規定は、直接利用者の処遇に当たる生活指導員、作業指導員、寮母及び看護師又は准看護師（以下、「直接処遇職員」という。）については適用すべきでなく、また、その他の職員についても、同一敷地内に設置されている他の社会福祉施設に兼ねて勤務する場合等であつて、兼務によつても利用者の処遇に支障をきたさない場合でなければならない。また、同一施設内における職種間の兼務については、施設長と医師の場合等特別の事情があり、かつ、入所者の処遇に支障をきたさない場合にのみ認められるものである。</p>	最低基準第6条、施行通知第1-5、指導監査事項第2-1-(5)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の兼務状況により、利用者処遇に支障がでているので、改善すること。 	A-1-(1)
	<p>社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しているか。</p>	最低基準第6条の2第3項	<ul style="list-style-type: none"> ・運営適正化委員会が行う調査に協力できていないので、改善すること 	B-1-(1)

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	5 就業環境の整備			
	利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 【留意点】 講ずべき措置は、次のとおり。 ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 ・相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ・事後の迅速かつ適切な対応 ・職員に対する研修 等	最低基準第6条の3	・パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の防止のための措置が講じられていないので、改善すること。 ・パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の防止のための措置が講じられていないので、改善すること。	B-1-(1)
	顧客等からの著しい迷惑行為の防止のための措置を講じているか。 【留意点】 講ずべき措置は、次のとおり。 ・相談に応じ、適切に体操するために必要な体制の整備 ・被害者への配慮のための取組 ・被害防止のための取組 等	令和2年厚労省告示第5号「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」	・カスタマーハラスメントの防止のための措置が講じられていないので、改善すること。	B-2
	以下のとおり労働基準法等関係法規は、遵守されているか。 ・就業規則及び給与規程を作成し、労働基準監督署に届け出ているか。 ・各種休暇の規程があり、その付与日数、取得日数は適切か。 ・各種休業の規程があり、適切に運用されているか。 ・法定労働時間が守られているか、超える場合は労使協定を締結しているか。	労働基準法第15条、第32条、第34条、第35条、第39条、第89条 育児・介護休業法第5条	・労働基準法等関係法規が遵守されていないので改善すること。 (以下の指摘は最終的には上記の内容でまとめること) ・就業規則や給与規程等必要な規程が作成されていない ・各種休暇が適正に与えられていない ・各種休業が適切に運用されていない ・法定労働時間が守られていない	B-1-(1) B-1-(1) B-1-(1) B-1-(1) B-1-(1)
	育児休業、産休等代替職員は確保されているか。	指導監査事項第2-1-(8)	・育児休業、産休等代替職員が確保されていないので、確保すること。	B-1-(1)
	適切な給与水準の確保に努めているか。 【留意点】 ・給与水準は、施設所在地の地方公共団体等の給与水準を勘案する等妥当なものとなっているか。 ・施設長等施設の幹部職員の給与が、当該施設の給与水準に比較して極めて高額となっていないか。 ・給与規程に初任給格付基準表、前歴換算表、標準職務表が整備され、給与格付、昇格、昇給、各種諸手当の支給は適正に行われているか。 ・非常勤職員等に対する雇用契約、賃金の支払い等が適正に行われているか。	指導監査事項第2-2-(1)	・給与規程が整備されていないので、整備すること。 ・給与水準が妥当なものとなっていないので、改善すること。 ・幹部職員の給与が、当該施設の給与水準に比較して極めて高額となっているので、改善すること。 ・給与及び諸手当の支給が適正に行われていないので改善すること。 ・非常勤職員等に対する雇用契約、賃金の支払い等が適正に行われていないので、改善すること。	A-1-(1) B-1-(1) B-1-(1) B-1-(1) B-1-(1)

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。 週40時間の労働時間が守られているか。 各種休暇等の取扱いは、適切に行われているか。 夜勤、宿日直の取扱いは、適切に行われているか。 介護員等の夜間勤務を行う者について、長時間勤務の解消について努力しているか。 職員への健康管理は、適正に実施されているか。 <p>なお、前年度又は当該年度において、労働基準法等関係法令に基づく立入検査が行われている場合は、当該事項の監査を省略して差し支えない。</p>	指導監査事項第2-2-(2)	<ul style="list-style-type: none"> 労働時間が基準を超えているので、改善すること。 夜勤、宿日直の取扱いが適切に行われていないので、改善すること。 職員への健康診断が適切に実施されていないので、改善すること。 	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p>
	<p>業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の所掌業務が明確にされ、それが有機的に機能しているか。 専門職員、非常勤職員等各種の職員の組み合わせによるなど効率的な業務体制を確立するよう努めているか。 介護機器、業務省力化機器の導入及び業務の外部委託の推進等による業務の省力化に努めているか。 	指導監査事項第2-2-(3)	<ul style="list-style-type: none"> 職員の所掌業務が明確にされていないので、改善すること。 効率的な業務体制が確立できていないので、改善すること。 業務の省力化への取組みが不十分なので、改善すること 	<p>B-1-(2)</p> <p>B-2</p> <p>B-2</p>
	<p>職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設内研修及び外部研修への参加が計画的に行われているか。 介護福祉士等の資格取得について配慮しているか。 	指導監査事項第2-2-(4)	<ul style="list-style-type: none"> 施設内研修及び外部研修への参加が計画的に行われていないので、改善すること。 職員の資格取得について配慮されていないので、改善すること。 	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p>
	<p>職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の計画的な採用に努めているか。また、養成施設に対する働きかけは積極的に行われているか。 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。 職員に対するレクリエーションの実施など士気高揚策の充実に努めているか。 	指導監査事項第2-2-(5)	<ul style="list-style-type: none"> 職員の計画的採用に取り組めていないので改善すること。 定着促進及び離職防止のための労働条件の改善等に配慮できていないので、改善すること。 職員に対するレクリエーションの実施など士気高揚策の充実に努めていないので、改善すること。 	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p>

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	6 BCP（業務継続計画）の策定等			
	<p>感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画、以下BCPという。）を策定し、当該BCPに従い必要な措置を講じているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>BCPは「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」等を参照し、以下の項目等を記載すること。</p> <p>・感染症にかかるBCPの場合 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）、初動対応、感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>・災害に係るBCPの場合 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必需品の備蓄等）、緊急時の対応（BCP発動基準、対応体制等）、他施設及び地域との連携</p>	最低基準第6条の4第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・BCPを策定していないので、策定すること。 ・BCPに盛り込むべき内容が不足しているので改善すること。 ・BCPに基づく必要な措置が講じられていないので、改善すること。 	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(1)</p>
	<p>職員に対しBCPについて周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しているか。</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員教育を組織的に浸透させていくために研修・訓練はそれぞれ年2回以上開催すること。 ・新規採用時には別に研修を実施すること。 ・研修の実施内容について記録すること。 <p>（感染症BCPに係る研修・訓練については、施設で実施する感染症対策の研修・訓練と一体的に実施してよ</p>	最低基準第6条の4第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対するBCPの周知が不十分なので、周知すること。 ・BCPに係る年2回の研修が実施できていないので、実施すること。 ・BCPに係る年2回の訓練が実施できていないので、実施すること。 ・BCPに係る新規採用時の研修が実施できていないので、実施すること。 	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p>
	<p>定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	最低基準第6条の4第3項	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的にBCPの見直しを行っていないので改善すること。 ・必要に応じたBCPの変更ができていないので改善すること。 	<p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(2)</p>

指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
7 経理の原則			
運営に伴う収入及び支出は、経営主体である当該地方公共団体又は当該法人の予算に計上しているか。	施行通知第1-8	・運営に伴う収入及び支出が経営主体である当該地方公共団体又は当該法人の予算に計上されていないので、改善すること。	B-1-(1)
経理に当たっては、収支の状況を明らかにするとともに、保護費と事務費とを厳密に区分し、原則として保護費を事務費に流用していないか。	施行通知第1-8	・収支の状況が明らかにされていないので、改善すること。 ・保護費と事務費の区分が厳密でないので、改善すること。 ・保護費を事務費に流用しているので、改善すること。	B-1-(1) B-1-(1) B-1-(1)
運営費は適正に運用され、弾力運用も別途通知に基づき適正に行われているか。	指導監査事項第2-1-(10)	・弾力運用が適正に行われていないので、改善すること。	B-1-(1)
施設会計で負担すべき経費を利用者に負担させていないか。		・施設会計で負担すべき経費を利用者に負担させているので、改善すること。	B-1-(2)
8 給付金として支払を受けた金銭の管理			
＜救護施設・更生施設＞ 施設の設置者が入所者に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次により管理しているか。 一 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下「入所に係る金銭」という。）をその他の財産と区分する。 二 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いる。 三 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備する。 四 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所に係る金銭を当該入所者に取得させる。	最低基準第16条の2、指導監査事項第1-1-(12)	・入所者に係る金銭がその他の財産と区分できていないので、改善すること。 ・入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いていないので、改善すること。 ・入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿が整備されていないので、整備すること。 ・当該入所者が退所した場合に入所者に係る金銭を当該入所者に取得させていないので、改善すること。	B-1-(1) B-1-(1) B-1-(1) B-1-(1)
9 地域等との連携			
施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。	指導監査事項第2-1-(11)	・地域との連携が深められていないので、改善すること。	B-2
市町村、保健所、医療機関、社会福祉協議会等との連携は、適切に行われているか。	指導監査事項第2-1-(12)	・各種団体との連携が適切に行われていないので、改善すること。	B-1-(2)
10 サービスの質の向上			
福祉サービス第三者評価受審等、サービスの向上のための取組をしているか。	生活保護法第48条第1項、社会福祉法第78条	・サービスの質の向上のための取組が不十分なので、改善すること。	B-2

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
IV 災害・防犯対策				
	1 消火設備等			
	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。 【留意点】 ・消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。	最低基準条例第4条第1項、第5条、指導監査事項第2-3	・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備が設けられていないので、改善すること。 ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備について、適切な点検を実施していないので、改善すること。	B-1-(1) B-1-(1)
	2 施設防災計画			
	地震、風水害、これらの施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者又は利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下施設防災計画という）を策定しているか。 【留意点】 「非常災害に対する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。 なお、授産施設においては「地震、風水害、これらの施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごと」の計画である必要はない。	最低基準条例第4条第1項、第5条、施行通知第1-6-(2)、指導監査事項第2-3	・非常災害ごとに施設防災計画を策定していないので、改善すること。 ・施設防災計画に盛り込まれるべき項目が不足しているので、改善すること。	B-1-(1) B-1-(2)
	施設防災計画は施設の見やすい場所に掲示しているか。 【留意事項】 見やすい場所とは、職員だけでなく利用者やその家族もすぐに見ることができる場所である必要がある。本来は計画のすべてを掲示するのが望ましいが、計画の分量等によりすべての掲示又は掲示そのものが難しい場合は、概要版を策定しそれを掲示することや、冊子の状態で利用者等の求めに応じすみやかに計画の閲覧ができる状態を確保することでも足りる。	最低基準条例第4条第1項	・施設防災計画を施設内の見やすい場所に掲示していないので、改善すること。	B-1-(1)
	消防計画の樹立及びこれに基づく消防業務の実施は、防火管理者又は火気消防等についての責任者に行なわせているか。	施行通知第1-6-(2)	・防火管理者を選任し届出していないので、改善すること。 ・消防に係る業務を防火管理者および火気等に係る責任者が実施していないので、改善すること。	B-1-(1) B-1-(1)

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	3 防災訓練			
	施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者又は利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入所者又は利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練（以下防災訓練という）を行っているか。	最低基準条例第4条第2項	<ul style="list-style-type: none"> 施設防災計画に基づく関係機関への通報・連携体制を整備していないので、改善すること。 利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備していないので、改善すること。 定期的な体制の周知をしていないので、改善すること。 避難、救助等の必要な訓練を行っていないので、改善すること。 	B-1-(1) B-1-(1) B-1-(1) B-1-(1)
	消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。 【留意点】 消防法施行規則に基づき、火災に基づく避難訓練及び消火訓練を年2回以上実施しなければならない。各施設で定める施設防災計画がそれ以上を求める場合はそれに準拠する。	指導監査事項第2-3、消防法施行規則第3条第10項、第11項	<ul style="list-style-type: none"> 定めにある消火訓練及び避難訓練を実施していないので、改善すること。 訓練の実施に際しあらかじめ消防署へ通知をしていないので、改善すること。 夜間訓練又は夜間を想定した訓練を実施していないので、改善すること。 	B-1-(1) B-1-(2) B-1-(1)
	防災訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	最低基準条例第4条第3項	<ul style="list-style-type: none"> 訓練に地域住民の参加が得られていないので、改善すること。 	B-2
	防災訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて当該計画の見直しを行っているか。	最低基準条例第4条第4項	<ul style="list-style-type: none"> 訓練の結果に基づく施設防災計画の検証を行っていないので、改善すること。 施設防災計画の見直しを行っていないので、改善すること。 	B-1-(1) B-1-(1)
	4 災害備蓄			
	非常災害が発生した場合に職員及び入所者又は利用者が当該保護施設において当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めているか。 【留意点】 県のガイドラインによると最低3日分、中央防災会議の作業部会がまとめた南海トラフ巨大地震対策の最終報告においては家庭において必要とされる備蓄を一週間分以上としていることを参考とすること。	最低基準条例第4条第5項、指導監査事項第2-3	<ul style="list-style-type: none"> 当面の避難生活に必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄していないので、改善すること。 	B-1-(1)

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	5 危険区域等の把握			
	<p>津波災害警戒区域・浸水想定区域・土砂災害警戒区域等に所在しているかどうか、市町が作成する地域防災計画に要配慮者利用施設として記載されているかどうかを認識し、記載がある場合は避難確保計画を作成のうえ、同計画に基づく避難訓練の実施ができていますか。</p> <p>【留意点】 必要な項目が含まれていれば、施設防災計画等の既存の計画と同一のものとしてもよい。 避難確保計画に必要な項目は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の防災体制に関する事項 ・利用者の避難誘導に関する事項 ・施設の整備に関する事項（津波は除く） ・防災教育及び訓練の実施に関する事項 ・自主水防組織を置く場合はその業務に関し必要な事項 	津波防災法第71条第1項、第2項 土砂災害防止法第8条の2第1項、第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・施設が、危険区域等に所在する要配慮者利用施設であるか確認していないので、改善すること。 ・市町計画に要配慮者利用施設として記載があるにもかかわらず避難確保計画を策定していないので、策定すること。 ・避難確保計画に含まれるべき項目が不足しているので、改善すること。 ・避難訓練が、避難確保計画に基づいたものとなっていないので、改善すること。 	B-1-(1) B-1-(1) B-1-(1) B-1-(1)
	6 防犯対策			
	<p>防犯に係る安全確保に当たり、企図的な不審者の侵入を中心とした様々なリスクを認識した具体的対策を講じているか。</p> <p>【留意点】 ・施設等に不審者が立ち入った場合に備え、必要な措置をとる体制を整備しているか。 ・来訪者用の出入口・受付を明示し、昼間夜間を問わず外部からの人の出入りを確認しているか。 ・出入口や窓の状況、鍵の管理状況などを毎日点検しているか。</p>	社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について 社会福祉施設等における防犯対策点検項目のガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> ・不審者の侵入を中心としたリスクに対する具体的対策を講じていないので、改善すること。 ・施設等に不審者が立ち入った場合に必要な措置をとる体制を整備していないので、改善すること。 ・外部からの人の出入りが確認できていないので、改善すること。 ・出入り口や窓、鍵の管理状況等が毎日点検できていないので、改善すること。 	B-1-(2) B-1-(2) B-1-(2) B-1-(2)
	防犯講習や防犯訓練を定期的実施しているか。	社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について 社会福祉施設等における防犯対策点検項目のガイドライン	・防犯講習や防犯訓練を定期的実施していないので、改善すること。	B-1-(2)
	県の定める「社会福祉施設等における防犯対策点検項目のガイドライン」に基づく防犯対策点検を定期的実施しているか。	社会福祉施設等における防犯対策点検項目のガイドライン	・チェックリストによる点検を定期的実施していないので、改善すること。	B-1-(2)

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
V	食事<救護施設・厚生施設>			
	1 給食実施			
	給食は、あらかじめ作成された献立に従って行っているか。また、献立や調理の内容は栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。	最低基準第13条、指導監査事項第1-1-(3)	・予定献立を作成していないので、作成すること。 ・献立や調理の内容が、栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものになっていないので、改善すること。	B-1-(1) B-1-(1)
	給食は、熱量及びたん白質、脂肪等の栄養素の配合に留意し、利用者の身体的状況及び嗜好を考慮して行なうとともに、常に食生活の改善に努めているか。	施行通知第4-1、指導監査事項第1-1-(3)	・食生活の改善に努めていないので、改善すること。	B-1-(2)
	検食は、適切な時間に行われているか。(原則として食前となっているか。) また、各職種職員の交替により実施されているか。 【留意点】 食中毒の原因解明に支障をきたさないよう、原則として調理に携わる職員は検食に参加させない。ただし、十分な保菌検査等により原因解明に支障がない場合はこの限りではない。	指導監査事項第1-1-(3)	・検食を実施していないので、実施すること。 ・利用者の喫食開始より前に検食が実施できていないので、改善すること。 ・検食の記録が不十分なので、改善すること ・検食が複数の職種の職員により実施されていないので、改善すること。	B-1-(2) B-1-(2) B-1-(2) B-2
	食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。特に夕食時間は早くても17時以降となっているか。	指導監査事項第1-1-(3)	・喫食環境が適切でないので、改善すること。 ・給食時間が適切でないので、改善すること。	B-1-(2) B-1-(2)
	2 衛生管理			
	食事の提供に当たって、必要な衛生管理を行っているか。 【留意点】 保存食は、一定期間(2週間)適切な方法(-20℃以下で冷凍保存)で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。 施設・食器類の衛生管理に努めているか 給食関係者の検便は適切に実施されているか(月に1回以上の実施、10月から3月までの間には月1回以上及び必要に応じてノロウイルスの検便検査を受けさせるよう努める) (大量調理マニュアルほか) 調理従事者及び調理室内の衛生管理を毎日確認しているか。	施行通知第4-2-(3)、指導監査事項第1-1-(3)、大量調理マニュアル(HACCPにそった衛生管理が確認できるもの)、社会福祉施設等における食品の安全確保等について	・原材料を含む保存食が、一定期間(2週間)適切な方法(適切な分量を-20℃以下で冷凍保存)で保管されていないので、改善すること。 ・施設や食器類の衛生管理に努めていないので、改善すること。 ・給食関係者の検便が適切に実施されていないので、改善すること。 ・適切な時期にノロウイルスの検便検査を実施していないので、改善すること。 ・調理従事者及び調理室内の衛生管理を毎日確認できていないので、改善すること。	B-1-(1) B-2 B-1-(1) B-2 B-1-(2)
	給食材料の納品は適切に実施できているか。 【留意点】 食品材料の検収は、調理従事者が行っているか。検収簿には、納入業者名、納品日、品名、数量、品質、鮮度、品温、異物の混入等の記録があるか。(伝票等に記載することも可) 検収記録は責任者の確認を受けているか。	大量調理マニュアル(HACCPにそった衛生管理が確認できるもの)	・食品材料の検収を調理従事者が行っていないので、改善すること。 ・検収簿に記録すべき項目に不足があるので、改善すること。 ・検収記録に責任者の確認がないので、改善すること。	B-1-(2) B-1-(2) B-1-(2)

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	3 業務委託			
	<p>食事の提供に当たって、業務委託契約を行う場合、適切な措置が講じられているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>施設等に栄養士の配置があるか。</p> <p>施設と業者の業務分担、受託業者の決定方法、契約内容は適切か。</p> <p>施設等の外で調理する場合、運搬手段等について衛生上適切な措置が講じられているか。</p>	<p>保護施設等における調理業務の委託について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設等に栄養士の配置がないので、改善すること。 施設と業者の業務分担、受託業者の決定方法、契約内容が適切でないので、改善すること。 施設等の外で調理する場合、運搬手段等について衛生上適切な措置が講じられていないので、改善すること。 	<p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(2)</p>
VI その他				
	1 会計管理			
	<p>会計事務を相互に牽制できる事務分掌と職務権限は確立されており、現金・預金の残高管理や通帳・印鑑等の管理が適正に行われているか。</p> <p>施設会計に属さない現金等と会計が混同されることなく適正に管理されているか。</p>	<p>社会福祉施設の経理事務に係る内部牽制体制の確立について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 会計事務を相互に牽制できる事務分掌と職務権限が確立されていないので改善すること。 現金預金の残高管理や通帳印鑑等の管理が適正に行われていないので改善すること。 施設会計外現金の取扱いが適正に行われていないので改善すること。 	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p>
	<p>利用者預り金について、預り金規程が整備され、規程に基づき適正に管理されているか。</p>	<p>最低基準第16条の2、社会福祉施設の経理事務に係る内部牽制体制の確立について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 利用者預り金規程を整備していないので改善すること。 利用者預り金が規程に基づき適正に管理されていないので改善すること。 	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p>
	<p>不明瞭・不適切な会計支出がないか。</p>	<p>社会福祉施設の経理事務に係る内部牽制体制の確立について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 不適切な会計支出が認められたので改善すること。 	<p>B-1-(1)</p>
	<p>入札方法等契約に係る手続きが経理規程等の定めに基づき行われているか。</p>	<p>指導監督徹底通知</p>	<ul style="list-style-type: none"> 入札方法等契約に係る手続きが経理規程等の定めに基づき行われていないので改善すること。 	<p>B-1-(1)</p>

別紙①<設備の基準>

	建物の基準 ※1	必要な設備 ※2
<p>救護施設 (サテライト型施設を含む)</p>	<p>耐火建築物(建築基準法第2条第9号の2)又は準耐火建築物(同法第2条第9号の3)でなければならない。 ※都道府県知事(指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長)が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての救護施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p> <p>○廊下の幅は、1.35m以上とすること。ただし、中廊下(廊下の両側に居室、静養室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下)の幅は、1.8m以上とすること。</p> <p>○廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>○階段の傾斜は、ゆるやかにすること。</p>	<p>一 居室 イ 地階に設けてはならない。 ロ 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、3.3㎡以上。 ハ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設ける。 ニ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設ける。 ホ 特別居室(必要に応じ、常時の介護を必要とする者を入所させる居室)は、原則として一階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備える。</p> <p>二 静養室 イ 医務室又は介護職員室に近接して設ける。 ロ イのほか、居室のイ及びハからホまでと同様。</p> <p>三 食堂</p> <p>四 集会室</p> <p>五 浴室</p> <p>六 洗面所 居室のある階ごとに設ける。</p> <p>七 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設ける。</p> <p>八 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設ける。 医療法第七条第一項の許可を受けるのが望ましい。</p> <p>九 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いる。 食器・調理器具等を消毒する設備、食器・食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設ける。</p> <p>十 事務室</p> <p>十一 宿直室</p> <p>十二 介護職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設ける。</p> <p>十三 面接室</p> <p>十四 洗濯室又は洗濯場</p> <p>十五 汚物処理室</p> <p>十六 霊安室</p>

別紙①<設備の基準>

	建物の基準 ※1	必要な設備 ※2
更生施設	救護施設に同じ	一 居室◎(ただし、特別居室にかかる部分を除く) 二 静養室◎ 三 集会室 四 食堂 五 浴室 六 洗面所◎ 七 便所◎ 八 医務室◎ 九 作業室又は作業場 作業に従事する者の安全を確保するための設備を設ける。 十 調理室◎ 十一 事務室 十二 宿直室 十三 面接室 十四 洗濯室又は洗濯場 ◎の詳細は救護施設に同じ
授産施設	—	一 作業室 イ 必要に応じて危害防止設備を設け、又は保護具を備える。 ロ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設ける。 二 作業設備 三 食堂 四 洗面所 五 便所 男子用と女子用を別に設ける。 六 事務室
宿所提供施設	○廊下の幅は、1.35m以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8m以上とすること。 ○廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。	一 居室◎(ただし、特別居室にかかる部分を除く) 二 炊事設備 火器を使用する部分は、不燃材料を用いる。 三 便所 四 面接室 五 事務室 ◎の詳細は救護施設に同じ

※1 入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。

※2 他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。なお、居室、静養室等利用者の処遇上共用が好ましくない設備は必ずこれを設けること。

別紙②<職員配置の基準>

	置かなければならない職員	人数等の要件
救護施設 (サテライト型施設を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 一 施設長 二 医師 三 生活指導員 四 介護職員 五 看護師又は准看護師 六 栄養士 七 調理員 <p>調理業務の全部を委託する場合は、置かないことができる。</p>	<p>生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師の総数通じておおむね入所者の数を5.4で除して得た数以上(それぞれ最低1人は必要)</p> <p>※常時勤務する者で確保することが原則であるが、繁忙時に多数の職員を配置すること等により、入所者処遇の向上が図られる場合で、次の条件を満たす場合には、その一部に非常勤職員を充てても差し支えない。</p> <p>ア 常勤職員である直接処遇職員の総数が算定される総数の8割以上であること。</p> <p>イ いずれの職種においても常勤職員が1名以上配置されていること。</p> <p>ウ 常勤職員に代えて非常勤職員を充てる場合の勤務時間数が常勤職員を充てる場合の勤務時間数を上回ること。</p>
更生施設	<ul style="list-style-type: none"> 一 施設長 二 医師 三 生活指導員 四 作業指導員 五 看護師又は准看護師 六 栄養士 七 調理員 <p>調理業務の全部を委託する場合は、置かないことができる。</p>	<p>生活指導員、作業指導員及び看護師又は准看護師の総数</p> <p>①入所人員が150以下の施設・・・6人以上</p> <p>②入所人員が150を超える施設・・・6人に150人を超える部分40につき1人を加えた数以上。</p> <p>(それぞれ最低1人は必要)</p> <p>※非常勤職員については救護施設に同じ</p>
授産施設	<ul style="list-style-type: none"> 一 施設長 二 作業指導員 	—
宿所提供施設	<ul style="list-style-type: none"> 一 施設長 	—